

第 8 期大学分科会の審議の状況について

1. 第 8 期における審議実績

大学教育部会

○ 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインの策定

高大接続改革等の観点も踏まえ、各大学において育成を目指す人材像やそのための具体的な教育活動について明確化・可視化を図ることを目的に、各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた自主的・自律的な三つの方針が学校教育法施行規則に定められることとなったことを踏まえ、その策定と運用の参考指針として、「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（参考資料 1）を策定した（平成 28 年 3 月 31 日）。

○ 認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）

第 7 期の大学分科会で整理された「認証評価制度の改善に関する論点・検討課題」や今期の具体的な改善方策の検討を踏まえ、平成 30 年度からの第 3 サイクルに向けて、三つの方針（上述）を踏まえて各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価、ステークホルダーの視点を取り入れた評価など、高大接続改革を踏まえた評価制度への転換を提言した「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）（参考資料 2）をとりまとめた（平成 28 年 3 月 18 日）。

○ 大学運営の一層の改善・充実のための方策について

平成 26 年 2 月に大学分科会でとりまとめられた「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）を踏まえ、大学の事務職員等の在り方について検討を行い、大学職員が大学の運営に必要な能力を身に付け、向上させるための取組（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けること、今後の事務職員等が担う業務の変化を見据え、大学が十分に対応できるよう、大学の事務職員等に係る規定の見直しを行うことについて審議した。

大学院部会

○ 未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）

文部科学省が平成28年度以降に取り組む施策を明示する「大学院教育振興施策要綱（文部科学大臣決定）」の策定を見据え、高度な専門的知識と倫理観を基礎に新たな知の創造と活用を主導する「知のプロフェッショナル」を育成するため、重視すべき大学院教育改革の基本的方向性と「卓越大学院（仮称）」の形成を提言した「未来を牽引する大学院教育改革」（審議まとめ）（参考資料3）を大学分科会にてとりまとめた（平成27年9月15日）。

○ 専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について

高度専門職業人養成機能の一層の充実強化を図る観点から、平成27年9月の大学分科会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革」での指摘事項を踏まえつつ、専門職大学院制度の在り方を中心に審議を重ね、社会（「出口」）との連携強化や多様なニーズへ対応するための学士課程・修士課程等との連携強化、修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての見直しなどを提言した「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（参考資料4）をとりまとめた（平成28年8月10日）。

法科大学院特別委員会

○ 法科大学院改革の取組状況について

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議において決定された法曹人口の在り方を踏まえ、目指すべき法科大学院の定員規模を当面2,500人程度とした。また、共通到達度確認試験（仮称）について、試行試験の実施及び平成30年度を目途とした本格実施へ向けた検討を行い、さらには、入学者選抜を取り巻く状況等の変化を踏まえ、多様性確保の観点から統一適性試験の利用を任意化する提言をとりまとめるなど、法科大学院教育の改善に向けた議論を行った。

認証評価機関の認証に関する審査委員会

○ 認証評価機関の認証について

グローバル・コミュニケーション系分野及び社会福祉系分野の専門職大学院に関する認証評価機関の認証について、評価基準や審査体制などに関して審査を行い、認証することが適切とのとりまとめを行った。

今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する作業チーム

○ 今後の各高等教育機関の役割・機能の強化について

今後の高等教育の将来構想の検討や、第3期教育振興基本計画の策定、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に向けて、各高等教育機関の役割・機能の在り方やそれらを強化するために検討すべき事項等を整理するため、平成28年9月に「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する作業チーム」を設置し、論点整理（参考資料5）を行った。

その他

- ・ 平成26年12月22日に答申された「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」を受け、その後設置された「高大接続システム改革会議」の最終報告取りまとめについて、大学分科会においても大学教育等の観点から議論のフォローアップを行った。
- ・ 平成27年10月28日中央教育審議会総会における「高等教育予算の充実・確保に係る緊急提言」（参考資料6）に関して、国公立を通じた大学の機能強化のための高等教育予算全体の充実・確保について議論を行った。
- ・ 大学設置基準等の改正に関し、具体的な結論を得たものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、その改正について随時答申等を行った。

2. 第9期に継続して審議する事項

○ 今後の高等教育の将来構想について

- ・ 産業構造や就業構造の変化、グローバル化等の社会の変化を踏まえ、教育研究の質の一層の向上のため、各高等教育機関の在り方や高等教育政策の基本方針について検討を行うとともに、必要に応じて制度化に関する検討に取り組む。
- ・ あわせて、高等教育機関の量的な規模の在り方について、人口の動態や地方における高等教育機会の確保、社会人や留学生の受入れ等の諸要素を勘案して検討を進める。
- ・ このほか、地方創生や働き方改革等も踏まえて、地方大学の振興、社会人の学び直し等のための方策について検討を進める。

○ その他の審議事項

- 大学院部会においては、「第3次大学院教育振興施策要綱」に基づいて実施されている施策の成果と課題を踏まえつつ、今後の大学院教育の在り方について引き続き審議を行っていく予定。
- 法科大学院等特別委員会においては、多様な人材を育成する法学部教育の在り方を検討課題に加えるとともに、法曹養成における法学部教育と法科大学院教育の連携の在り方等について検討を行っていく予定。
- 認証評価機関の認証に関する審査委員会において、認証評価機関の自己評価の実施状況に関する把握を行うなど、「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」に基づいた取組等を行っていく予定。

《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。**

- ①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の
質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

《三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン》

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つのポリシーの策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・各大学において、
①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

【経緯等】

《背景・課題》

- 大学の質保証については、平成16年に第三者評価制度である認証評価制度が導入され、現在2巡目の評価が実施されているところ、現行の認証評価制度に対しては、以下のような指摘がなされている。
 - ・法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
 - ・評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
 - ・社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

中央教育審議会大学分科会大学教育部会を中心に 認証評価制度の改善に向け検討

《平成28年3月18日》中央教育審議会大学分科会「**認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)**」をとりまとめ
 ⇒審議まとめを踏まえ、「**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令**」を平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行

【省令改正内容】

○ 大学評価基準において定める評価事項関連

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

大学評価基準に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとする。

① **三つの方針**(※)に関すること。

② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組み(**内部質保証**)に関すること。

※卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

(2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、**内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行う**ものとする。

(3) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関はACの結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「**是正意見**」「**改善意見**」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。

認証評価制度の改善について②

○ 評価の質の向上

(1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(2) 認証評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

(3) 評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

※高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価(機関別評価)においても、上記省令改正内容について、準用する。

【中教審審議まとめを踏まえた取組】

○ 各大学等が、**教育研究の質の確保**に資する内部質保証の体制の構築等に取り組む際、また認証評価機関が大学評価基準等を見直し、認証評価を行う際には、以下のような事項に取組。

- ・内部質保証に関することについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ること。また、法令遵守事項については、評価書やチェックシートの確認など方法の簡略化を図ること。
- ・大学の自己点検・評価の段階から客観的なデータや指標の積極的な活用、認証評価機関においても定量的な評価の実施やエビデンスの収集強化に取り組むこと。
- ・教育の質的転換を促進するため、各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと。
- ・評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと。
- ・重点評価項目である内部質保証について段階別評価の活用など、評価結果を社会一般に対して分かりやすく発信するとともに、特に優れた取組を積極的に公表すること。
- ・認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。

未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）概要

平成27年9月15日
中央教育審議会大学分科会

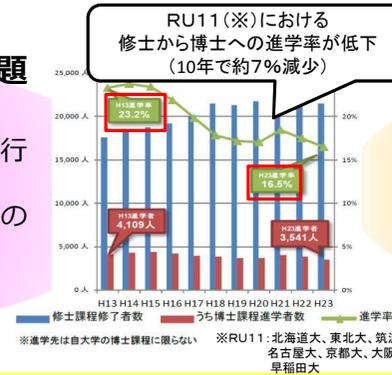
参考資料3

大学院改革の進展

- 平成3年～12年の「大学院重点化」により、大学院が量的に拡大
(平成3年から26年にかけて
大学院数が1.9倍、大学院生数が2.5倍)
- 平成17年以降、大学院教育の質実化が進展
「博士課程教育リーディングプログラム」等により先進的な取組が展開

大学院重点化20年後の課題

- 優秀な日本人の若者の博士離れが進行
- 教員の負担増加
- 学生数が極端に少ない小規模専攻数の増加



大学院を巡る国内外の情勢

- 若手人口の大幅な減少
(平成34年の25歳～44歳人口:
平成24年に比べ20%減少見込み)
- 我が国の経済的優位性や競争力の低下, 新たな基幹産業創出への期待
- 諸外国: 高度人材(自国・留学生)の増加と活躍
(例: シリコンバレーでは、大学院生の起業が社会変革の一翼)
- 地球規模の課題の深刻化

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」育成のための大学院改革を推進

七つの基本的方向性と「卓越大学院」の形成

①体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証

- 学位授与・教育課程編成・入学者受入れの方針の一体的な策定・公表の促進
 - ✓ 研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につながる教育課程の編成の促進
 - ✓ 厳格な成績評価と修了認定による学生の質保証
- 研究倫理教育の実施、博士論文の指導・審査体制の改善
- 将来の大学教員の教育能力を養成するシステムの構築

②産学官民の連携と社会人学び直しの促進

- 企業と協働した教育課程の開発・実施
- 企業研究者と大学教員の人事交流の推進
(知財ルールの整備、クロスアポイントメント制度の活用)
- 大学院生の産学共同研究への参画、修士卒の優秀な社会人の博士号取得促進
- 社会人向けの職業実践力を育成するプログラムの認定制度の創設と奨励

④大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進

- キャリアパス多様化のための全学的支援と産業界の理解の促進
(大学の専門的職員へのキャリアパスの充実)
- 修了者の活躍状況の把握・公表の促進
(認証評価制度にて進路状況を評価)

世界最高水準の教育力と研究力を備え
人材交流・共同研究のハブとなる

「卓越大学院(仮称)」を形成

【期待される領域例】

- 国際的優位性・卓越性を示している領域
- 文理融合・学際・新領域
- 新産業の創出に資する領域
- 世界の学術の多様性確保へ貢献が期待される領域

【検討スケジュール】

- 27年度中目途: 産学官からなる検討会を設置
(分野の設定や複数機関が連携する仕組みについて示す)
- 28年度～: 大学における企業との連携による構想作りなど、具体化に向けた取組を開始

⑤世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備

- 国際的アドミッション体制の整備
- 学生・教職員の国際交流の推進

⑥教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進

- 社会的・学術的需要を踏まえた学生数の見直し
- 小規模専攻の見直し

⑦博士課程(後期)学生の処遇の改善

- 「2割の学生への生活費相当額程度の受給」達成に向けた多様な財源による支援の拡大
(企業・国立研究開発法人におけるRA(リサーチアシスタント)雇用の促進)

③専門職大学院の質の向上

- 制度全般を検証の上、1年以内に見直しして、人材養成機能を抜本的に強化
(国際的に通用するア krediteーション機関からの評価の受審を促進等)
- 法科大学院の組織見直しの促進や、教育の質の向上等の集中改革

「審議まとめ」の方針を計画的に実行するため

「第3次大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)」(平成28年度～)の策定へ

現状・課題

- 専門職大学院は、平成15年度に、高度専門職業人養成に目的を特化した課程として創設以来、大学院教育の実質化や社会人教育を牽引する役割を担うとともに、一定程度の普及定着が図られてきた。
- 一方、社会(「出口」)との連携が必ずしも十分ではなく、多様化するニーズを的確に踏まえたプログラム提供ができていない、学位の付加価値についての理解を得られていない等のため、制度導入時に期待されていたほどの広がりには至っていない。
- 高度専門職業人養成という観点から、修士課程と専門職学位課程の役割分担が明確ではない。

少子高齢化が急激に進展する我が国が持続的な成長を継続するため、**専門性が要求される分野において国民一人一人の労働生産性を向上させることが喫緊の課題**であり、**高度専門職業人養成機能の一層の充実強化**が必要

今後の方向性

①高度専門職業人養成機能の充実・強化

- ・自らの強みや特徴を伸ばすための取組促進
- ・高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、高等教育全体としての機能強化

③多様なニーズへ対応するための学士課程・修士課程等との連携強化

- ・学士課程、修士課程、他の専門職学位課程等の教員とも連携して特色ある教育プログラムを提供

②社会(「出口」)との連携強化

- ・社会(「出口」)との連携強化の重要性と必要性を専門職大学院制度に一層取り込むことが必要

④分野ごとのきめ細かい対応

- ・対応が必要と考えられる課題については、分野ごとのきめ細やかな対応が必要

修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての見直し

高度専門職業人養成機能を強化する観点から、大学院全体としての議論が必要。特に、高度専門職業人養成を主たる目的とする修士課程等の専門職学位課程へ移行を促す方策についても検討が必要。その際、専門職大学院の設置が進んでいない、地方におけるニーズを踏まえることが必要。

具体的改善方策

アドバイザーボード	・関係業界の関係者など養成人材像と関連が深い者等からなる アドバイザーボードの設置
教育課程等	・ステークホルダー等の参画を得た上での コアカリキュラムの策定 促進 ・社会人に対する柔軟で多様な教育機会提供、ICTの活用、博士レベルの専門職学位の検討等
教員組織	・他の課程との連携を強化し、新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進するため、 専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討 (新設の場合の時限付措置、積極的な効果が認められ、かつ、支障がない場合の恒常的措置) ・みなし専任教員の担当科目数の緩和など、適切な実務家教員の確保の促進 等
認証評価	・認証評価機関は、 修了生の就職先、学生等から意見を聴き、評価に反映 させることが必要。 ・ 機関別評価と分野別評価の効率化 (機関別評価での分野別評価の結果の活用、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化の検討) ・国際認証を得た場合、国内の認証評価受審に伴う負担の軽減の検討
情報公開の促進	・具体的にどのような人材の養成を目指しているのか、ステークホルダーとどのような連携を図って教育内容を充実するのか等、 社会(「出口」)との連携方策の策定・公表 ・修了生の活躍状況等についての情報公開の促進
新たな認定制度	・①世界的に活躍するグローバル人材の養成、②地域の課題解決に貢献する地域人材の養成、 ③社会的ニーズの高い特定の分野に強みを有する専門人材の養成といった各専門職大学院の強みや特色を打ち出すための組織的取組を促すため、 ①から③ごとに定める一定の基準を満たしたと認められる専門職大学院を新たに認定し、メリットを付与する制度 を検討。導入にあたっては、多くの分野と関連が深い経営系分野から開始することも一案

今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する 論点整理(概要)

参考資料5

1. 本論点整理の位置付け

- 次の三つの視点から各高等教育機関の役割・機能の強化を中心とした高等教育改革の論点を整理。
 - ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」を見据えた高等教育機関の役割・機能の在り方に関する考察(短期的視点)
 - ・第3期教育振興基本計画の策定に向け、高等教育に関して検討を進める必要がある事項の整理(中期的視点)
 - ・平成32年頃までを念頭においた中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」に代わる高等教育の新たな将来構想の策定に向け、検討することが必要な事項の整理(長期的視点)
- 次期中央教育審議会大学分科会(H29.2～)において、より具体的な検討。

2. 高等教育機関の役割・機能に係るこれまでの政策の動向

- 「将来像答申」では、学校種ごとの役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続や連携の促進を図るとともに、特に大学は、自らの選択により、緩やかに機能別分化していくべきという方針が示され、その後の国の財政措置や制度改正においても基本的にその方向で施策を推進。

3. 高等教育を取り巻く状況の変化と今後特に重視すべき考え方の方向

- 高等教育を取り巻く社会環境は近年一層激しく変化。
 - ・人口の減少・大学等への進学率、学生数の変化、進学機会の格差・経済社会のグローバル化
 - ・産業構造の変化(第4次産業革命等)・就業構造の変化・経済的格差の拡大、貧困問題の顕在化
 - ・地方創生の必要性の高まり・世界的な学術研究の進展 等
- こうした中で、高等教育においては、知識・技能を学んで修得する能力だけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、自ら問題の発見・解決に取り組み、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し社会に新たな価値を創造する力を育成することが不可欠。
- そのため、これからの時代における高等教育の使命の再定義も含め、人口減少時代における高等教育政策の在り方を総合的に検討することが必要。
- 今後の高等教育については、特に次の二つの方向での機能強化が必要。
 - ①新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化
 - ②社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実
- その際、特に以下のような点に留意が必要。
 - ・進学率の上昇、中等教育との接続の改善・第4次産業革命等における成長分野の人材育成、社会人の学びに対する貢献の強化
 - ・機関間の連携強化による地域に必要な高等教育機会の確保

4. 各高等教育機関の役割・機能の強化に関し、早急に取り組むべき論点

(1) 各高等教育機関における役割・機能の強化

(大学(学士課程))

- ・三つの方針を踏まえた教育課程の改善、指導方法の改善・組織的な教育体制の確立
- ・学生の学修時間の把握、大学での学修成果の可視化、それらに関する情報発信の強化

(大学院)

- ・卓越した教育力と研究力を有する大学院教育プログラム(「卓越大学院プログラム(仮称)」)の形成
- ・大学教員としての能力の形成につなげる取組の強化
- ・研究職よりも高度専門職業人養成を主としている修士課程の専門職学位課程への移行促進

(短期大学)

- ・社会人学生のニーズに応じた教育の提供方策の充実
- ・地域における高等教育機会を確保するための仕組みの強化
(小規模学科設置も念頭に置いた設置基準の検討、他の短期大学や大学、高等専門学校、専門高校を含む高等学校、地方公共団体等との連携によるコンソーシアム等)
- ・大学との連携による専攻科の教育の強化、高度化

(高等専門学校)

- ・新たな産業をけん引する人材の育成の強化
- ・高専教育の高度化(産業界との連携強化、大学との連携による専攻科の教育の充実)
- ・高専教育の国際化

(専門学校)

- ・「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」の議論を踏まえ検討。
- ・地域の多様な中核的産業人材養成機能の強化方策
- ・社会人の学び直しのニーズに一層応えていくための方策 ・専門学校教育の質保証・向上の方策

(2) 各高等教育機関における職業教育の役割の強化と「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」

- 職業教育には多様な分野があり、専門性のレベルや卒業後に働く場で求められる役割の違い等により必要とされる教育の内容も異なっている。これらを踏まえつつ、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が、それぞれの持つ強み、特徴を生かして現在行っている職業教育は引き続き重要であり、その一層の充実を図る必要がある。
- 一方、今後の社会経済の変化の中で、新たな専門能力が求められる職種や新規開拓が必要な分野も生じており、「新たな機関」は、産業界との密接な連携により、このような分野の専門業務をけん引する人材育成を行おうとする場合に最も適した教育機関として、新たな選択肢を提供しようとするもの。
- 今後、各機関が適切に役割分担し、また相互に連携しつつ、それぞれの職業教育を発展させるべき。

5. 今後の高等教育改革全体の課題として中期的視点、長期的視点からより詳細に検討すべき論点

(1) 将来像答申(平成17年)以降の施策の検証

- ・大学等の機能別分化 ・高等教育の質の保証

(2) 中期的視点、長期的視点からの論点

i) 変化への対応や価値の創造等を実現するための学生の学びの質の向上

- ・学生本位の視点に立った教育の実現に向けた検討(「学位プログラム」やST比改善等)
- ・学位等の国際的な通用性の確保 ・社会人の学びへの貢献の強化 ・教員・学生の流動性の向上
- ・教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化

ii) 学生の学びの質を向上させるための環境整備

- ・我が国における高等教育全体の規模、地域における高等教育機会の確保等の在り方等
- ・設置認可の在り方、連携・統合の在り方等に関する検討 ・高等教育機関のガバナンスの強化

iii) 高等教育の改革を支える支援方策

- ・教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の確保、配分等

高等教育予算の充実・確保に係る緊急提言

平成 27 年 10 月 28 日
中央教育審議会

人口減少社会の到来により生産年齢人口が減少する中、知識基盤社会を支える「知」を生み出していかなければならない今、大学が果たす役割は決定的に重要である。

中央教育審議会においては、文部科学大臣の諮問に応じ、大学教育の質的転換、大学ガバナンス、高大接続、大学院の改革をはじめ精力的な議論を行い、累次の答申等を取りまとめてきた。日本の大学は、この重責を真摯に受け止め、自主的・積極的な改革を進めてきており、21 世紀の日本と世界が直面する課題に、全力を挙げて取り組もうとしている。

そのような中、国立大学法人運営費交付金について、財政制度等審議会において、運営費交付金を今後 15 年間毎年 1 %機械的に削減すべきなどの考え方が示された。

財政事情が厳しい折、限られた財源の有効活用は必要であるが、過去 12 年間の約 12%に及ぶ削減により、若手の育成など教育研究基盤に深刻な影響を与える中、運営費交付金の更なる長期的削減との主張は、グローバル化や地方創生への対応、イノベーション創出など日本社会の発展のため大学に期待されている数々の役割が踏まえられておらず、また諸外国が高等教育への投資を拡大させ、教育研究環境の充実を図る国際基調にも逆行するものである。また、自己収入の増加についても、多様な財源の確保の努力は必要だが、現下の経済状況や家計状況等を踏まえると、確実な増を見込むことは困難であり、大学の安定的な経営に支障をきたす恐れがある。

政府が目指す生産性革命による GDP 拡大など「一億総活躍社会」や「地方創生」の実現は、今日、「知」の創造がなければ不可能であり、高等教育への投資の削減は、将来に対し禍根を残すものである。

このような認識のもと、本審議会は、この緊急提言を行うものである。

国立大学法人運営費交付金の機械的な削減ではなく、自己変革を進める大学を積極的に支援し、教育研究及び社会貢献機能の強化を図るために、国立大学法人運営費交付金等を充実・確保すべきである。

中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月）以降、国立大学においては、「ミッションの再定義」により、大学ごと分野ごとに強み、特色の明確化を図るとともに、平成25年の「国立大学改革プラン」を踏まえ、教育研究組織の見直しや、人事給与システム改革を本格化させてきた。

特に、「改革加速期間」と位置付けられたこの3年間（平成25～27年度）で、各国立大学においては、学内の人的・物的資源の再配分とあわせて、それぞれの強み・特色を更に伸ばす組織改革を進めており、更に平成28年度には、例えば、地域デザイン科学部、地域資源創生学部等の自然科学及び人文社会科学の連携・融合による新たな組織を設置するなど、社会的要請の高い分野の教育研究活動を意欲的に進めている。

一方、平成16年度の法人化以降、運営費交付金は減少傾向が続いており、12年間で1,470億円（11.8%）が削減され、また、消費税率の引上げ、諸経費の値上りにより、人件費や基盤的教育研究費を更に圧迫している。その結果、教育研究活動を支える常勤教員の人件費、特に、若手研究者の常勤雇用が減少し、大学院進学者の減少など、優秀な人材の確保に支障が生じるとともに、研究時間の減少、論文増加率の伸び悩みなどの弊害が生じていることなどの看過しがたい状況が見られる。

このような状況下において、運営費交付金の削減は、各大学の改革に重大な支障をきたすことになりかねない。また、寄付金や民間との共同研究など自己収入の増加の努力は必要であるが、財政制度等審議会における提案にあるような大幅な増加は、授業料の大幅な引き上げにつながりかねず、現下の経済状況や厳しい家計状況では困難である。

国立大学には、世界最高水準の教育研究の推進、大規模な基礎研究や先導的・実験的な教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等について、引き続き、重要な役割が期待される。

本審議会の審議まとめを受けて昨年行われたガバナンス改革の法改正及び本年6月の「国立大学経営力戦略」を踏まえ、国立大学では、学長のリーダーシップの下、戦略的な資源配分、多様な財源の確保など一層経営的な視点での大学運営を進めることとしており、また文部科学省でも各大学がより強みや特色を発揮するため3つの支援枠組みを設定し、予算での重点支援を行うなどの改革を進めようとしている。そうした取組にインセンティブを与え、国立大学の機能強化を真に実現するためには、経営力強化のための持続的な改革を支える運営費交付金の充実・確保が不可欠であり、本審議会はその点を強く求めるものである。

なお、本提言は、財政制度等審議会における国立大学法人運営費交付金の削減提案に関する見解を表明するものであるが、我が国の持続的な成長、知識基盤社会への構造変革、地方創生を支える人材育成等に向けては、国公立を通じた大学の機能強化が不可欠である。第2期教育振興基本計画や教育再生実行会議第8次提言でも教育投資の重要性が指摘されており、諸外国と比較して著しく低い高等教育予算全体の充実・確保がなければ、今後の日本社会の発展を支える人材育成、知の創出機能の低下を招きかねない。この点をあわせて強調したい。

大学改革の動向

「一億総活躍社会」の実現（生産性革命や第4次産業革命による経済成長の実現、地方創生、子育て支援、教育再生、生涯現役社会など）

大学教育の改革

✓ 大学院教育改革・研究力強化

- ✓ 「卓越大学院（仮称）」構想
- ✓ 「卓越研究者」制度等

★ 専門職大学院

✓ 大学教育改革

- ✓ 「三つの方針」による教育の質的転換
 - ・卒業認定・学位授与
 - ・教育課程編成・実施
 - ・入学者受入れ
- ✓ 認証評価制度の改善

☆ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関

【分野別の教育振興】

（理工）産学官円卓会議

（医・歯学）コアカリ検討会議

（数理・情報）人材育成機能強化

（人文・社会）学術会議での検討

方針に沿った
選抜の実施

大学入学者選抜改革

- ✓ 個別大学における入学者選抜の改革
- ✓ 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入

高等学校教育改革

- ✓ 学習指導要領の抜本的な見直し
- ✓ 「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の導入等

高等
専門
学校

学術の進展・社会の変化への対応

グローバル化の急速な進展

- ✓ スーパーグローバル大学創成支援等
- ✓ 留学生交流の促進（トビタテ！プログラム等）

産業構造・就業構造の変化

- ★ 専門職大学院の機能強化
- ☆ 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」
- ✓ 社会人の学び直しの促進
（「職業実践力育成プログラム（BP）認定制度等）

地方創生・人口減少

- ✓ COC（Center of Community）構想の推進
- ✓ 「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

学術研究の進展への対応

- ✓ 生命化学、材料化学、情報科学等の急速な進展
- ✓ 分野融合・新領域開拓の要請の高まり（人文・社会科学を含む）

ガバナンス改革・基盤整備

国立大学改革

世界トップ
大学と伍し
て卓越した
教育研究を
推進

分野毎の優
れた
教育研究拠
点や
ネットワーク
の形成推進

地域のニ
ーズに応え
る人材育成
・研究を
推進

教育研究
組織の
柔軟な
見直し

✓ 「指定国立大学
法人」制度

✓ 国立大学法人運営費交付金の見直し（三つの重点支援の枠組み）

私学振興

私立大学等の基盤強化（教育研究・経営改革等の状況に応じた私学助成の配分）

✓ 私立大学等の振興に関する検討会議の設置（今後の私立大学等の役割、経営等）

ガバナンス改革

✓ 学長のリーダーシップの確立（全学的な体制の整備等）

✓ 学内組織の運営・連携体制の整備（教授会の役割の明確化等）

奨学金事業

✓ 奨学金の「有利子から無利子へ」の流れの加速

✓ 新たな「所得連動返還型奨学金制度」の導入

✓ 給付型奨学金の在り方についての検討

第8期中央教育審議会大学分科会

委員：平成27年2月15日発令
臨時委員：平成27年3月24日発令

(委員)	13名		
	小原芳明		玉川大学長
	亀山郁夫		名古屋外国語大学長
	河田悌一		日本私立学校振興・共済事業団理事長
	北山禎介		三井住友銀行取締役会長
	五志賀俊之		東京大学総長
	志賀俊之		日産自動車株式会社取締役副会長
	竹宮惠子		京都精華大学学長、漫画家
	永田恭介		筑波大学長
	中根滋		学校法人東京理科大学前理事長、 UWiN株式会社代表取締役兼CEO
	坂東眞理子		学校法人昭和女子大学理事長
	日比谷潤子		国際基督教大学学長
	牧野正幸		株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者
	山田啓二		京都府知事
(臨時委員)	25名		
	麻生隆史		学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
	安部恵美子		長崎短期大学長
	天野玲子		国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役、 東日本旅客鉄道株式会社取締役
	有信睦弘		国立研究開発法人理化学研究所理事
	石田朋靖		宇都宮大学長
	井上正仁		早稲田大学大学院法務研究科教授
	大島まり		東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授
	岡本信明		学校法人トキワ松学園理事長
	片峰茂		長崎大学長
	勝悦子		明治大学政治経済学部教授、 国際大学協会（IAU）理事
	金子元久		筑波大学特命教授
	黒田壽二		金沢工業大学学園長・総長
	小畑秀文		学校法人嘉悦学園理事、かえつ有明中・高等学校長
	小林雅之		東京大学大学総合教育研究センター教授
	佐藤東洋士		学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
	佐野慶子		公認会計士
	島田尚信		UAゼンセン副会長
	鈴木典比古		国際教養大学学長
	清家篤		慶応義塾長
	橘フクシマ 咲江		G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長
	千葉茂		日本工学院専門学校校長
	福田益和		大阪工業技術専門学校理事長
	前野一夫		木更津工業高等専門学校校長
	松本紘		国立研究開発法人理化学研究所理事長
	美馬のゆり		公立はこだて未来大学システム情報科学部教授

計 38名

※黒田，小林各委員の発令日は平成27年4月21日

※麻生委員の発令日は平成27年5月14日

※石田，福田，前野各委員の発令日は平成28年10月26日

第8期中央教育審議会大学分科会 大学教育部会

委員：平成27年2月15日発令

臨時委員：平成27年4月21日発令

(委員) 4名

亀山郁夫	名古屋外国語大学長
坂東眞理子	学校法人昭和女子大学理事長
日比谷潤子	国際基督教大学学長
牧野正幸	株式会社ワークスアプリケーションズ代表取締役最高経営責任者

(臨時委員) 14名

安部恵美子	長崎短期大学長
勝悦子	明治大学政治経済学部教授、 国際大学協会（IAU）理事
金子元久	筑波大学特命教授
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長（教授）
黒田壽二	金沢工業大学学園長・総長
小畑秀文	学校法人嘉悦学園理事、かえつ有明中・高等学校長
小林雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
篠田道夫	桜美林大学教授
鈴木典比古	国際教養大学学長
二宮皓	比治山大学・比治山大学短期大学部学長
長谷山彰	慶應義塾大学文学部教授、慶應義塾常任理事
濱名篤	関西国際大学長、学校法人濱名学院理事長
前田早苗	千葉大学国際教養学部教授
美馬のゆり	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授

計 18名

※安部，勝，金子，小畑，鈴木，美馬各委員の発令日は平成27年3月24日

※川嶋委員の発令日は平成27年4月6日

第8期中央教育審議会大学分科会 大学院部会

委員：平成27年2月15日発令

臨時委員：平成27年4月6日発令

(委員) 2名

河田 悌一 日本私立学校振興・共済事業団理事長
五神 真 東京大学総長

(臨時委員) 17名

天野 玲子 国立研究開発法人防災科学技術研究所審議役
天羽 稔 TGA取締役会長、経済同友会教育改革委員会委員長
有信 睦弘 国立研究開発法人理化学研究所理事
井上 眞理 九州大学副理事、大学院農学研究院教授

大島 まり 東京大学大学院情報学環・生産技術研究所教授
岡本 信明 学校法人トキワ松学園理事長、前東京海洋大学学長
片峰 茂 長崎大学長
金子 元久 筑波大学特命教授
川嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター長（教授）
川端 和重 北海道大学理事・副学長
黒丸 修 中外製薬株式会社人事部部長
竹谷 悦子 筑波大学人文社会系教授
田中 愛治 早稲田大学政治経済学術院教授、前教務担当理事
玉腰 暁子 北海道大学医学研究科教授
永里 善彦 株式会社旭リサーチセンター常任顧問、一般社団法人日本
経済団体連合会未来産業・技術委員会産学官連携推進部会長
堀切川 一男 東北大学大学院工学研究科教授
宮浦 千里 東京農工大学副学長

計 19名

※天野，有信，大島，岡本，片峰，金子各委員の発令日は平成27年3月24日

第8期中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会

臨時委員：平成27年5月11日発令

専門委員：平成27年5月11日発令

(臨時委員) 3名

有 信 睦 弘	国立研究開発法人理化学研究所理事
井 上 正 仁	早稲田大学大学院法務研究科教授
土 井 真 一	京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 17名

磯 村 保	早稲田大学大学院法務研究科教授
上 田 信太郎	北海道大学大学院法学研究科教授
大 貫 裕 之	中央大学大学院法務研究科教授
笠 井 治	弁護士
檜 見 由美子	金沢大学人間社会学域法学系教授
片 山 直 也	慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授
鎌 田 薫	早稲田大学総長・法務研究科教授
木 村 光 江	首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻教授
佐 伯 恒 治	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
杉 山 忠 昭	花王株式会社執行役員 法務・コンプライアンス部門統括
染 谷 武 宣	司法研修所事務局長
土 屋 美 明	一般社団法人共同通信社客員論説委員
長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究科教授
日 吉 由美子	弁護士
松 下 淳 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授
山 本 弘	神戸大学大学院法学研究科教授

計 20名

※有信，井上各委員の発令日は平成27年3月24日

※染谷委員の発令日は平成28年5月11日

※佐伯委員の発令日は平成28年9月26日

**第 8 期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会**

臨時委員：平成 27 年 3 月 24 日発令

(臨時委員) 4 名

小 畑 秀 文	学校法人嘉悦学園理事、かえつ有明中・高等学校長
佐 藤 東洋士	学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長
佐 野 慶 子	公認会計士
前 田 早 苗	千葉大学国際教養学部教授

計 4 名

※前田委員の発令日は平成 27 年 4 月 21 日